⑶　高速増殖原型炉「もんじゅ」について

高速増殖原型炉「もんじゅ」については、「「もんじゅ」の取扱いに関する政府方針」（平成28年12月21日）（以下「政府方針」という。）において、「これまでの「もんじゅ」の位置付けを見直し、「もんじゅ」については様々な不確実性の伴う原子炉としての運転再開はせず、今後、廃止措置に移行するが、あわせて「もんじゅ」の持つ機能を出来る限り活用し、今後の高速炉研究開発における新たな役割を担うよう位置付ける」とされました。

「もんじゅ」は当機構の高速炉研究開発業務における主要な研究施設であり、「もんじゅ」の廃止措置への移行に伴って関連施設を含む業務の一部廃止・再編成が必要となることから、「もんじゅ」及び関連施設について減損の兆候が認められております。

今後、「もんじゅ」を廃止するにあたっては、あらかじめ、廃止措置に関する計画（廃止措置計画）を定め、原子力規制委員会の認可を得る必要があります。当機構は、政府方針において、廃止措置とあわせて「もんじゅ」の機能を出来る限り活用するとされていることを踏まえ、廃止措置計画の策定とあわせて「もんじゅ」及び関連施設の今後の活用方針を決定する必要がありますが、現時点で廃止措置計画や活用方針の決定には至っておりません。そのため、現時点では将来の使用可能性を判断することができないことから、減損を認識しておりません。

今後、廃止措置計画の策定とあわせて活用方針の内容が明らかになった時点で、当該計画や方針に示された使用可能性に基づき、減損の認識を行う必要があるかどうか判断する予定です。

当事業年度末における「もんじゅ」及び関連施設の帳簿価額は、「⑵減損の兆候」に記載のとおりであります。

また、貯蔵品についても固定資産と同様に、現時点では将来の使用可能性を判断することができないことから、当該計画や方針に示された使用可能性に基づき、会計処理を判断する予定です。

なお、「もんじゅ」及び関連施設を廃止する場合の設備の解体・除染・廃棄等に要する費用については、８．資産除去債務に関する事項⑵に記載のとおり、合理的に見積もることができないため、当事業年度末において資産除去債務の計上を行っておりません。

⑷　施設中長期計画（平成29年４月１日）について

当機構は平成29年４月１日に「施設中長期計画」を公表し、同計画において44施設を廃止施設（廃止措置中及び計画中のものを含む）と位置付けております。

これらのうち、当事業年度以前において減損を認識もしくは兆候を特定したものを除く22施設については、廃止対象となる設備を施設ごとに検討し、使用するか否かの決定を平成29年度以降に行うため、当事業年度末においては減損の兆候を特定しておりません。

８．資産除去債務に関する事項

⑴　資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①　「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に定められている事業及び施設の廃止に伴う措置としての解体・除染・廃棄等の講ずべき義務、及びあらかじめ主務大臣への届出・認可の義務に基づき、中長期計画の定める範囲において、廃止措置を完了する建物等の撤去費用等を見積り、資産除去債務を計上しております。なお、本見積額は建物等の解体撤去までの費用となり、最終処理・処分までの費用を含んでいるものではありません。

②　労働安全衛生法及び廃棄物処理法並びに石綿障害予防規則に基づき、建物等解体時のアスベスト除去費用等を見積り、資産除去債務を計上しております。

③　労働安全衛生法及び廃棄物処理法並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づき、建物等解体時のダイオキシン除去費用等を見積り、資産除去債務を計上しております。

④　労働安全衛生法及び廃棄物処理法並びにＰＣＢ特別措置法に基づき、ＰＣＢ含有機器の処分費用等を見積り、資産除去債務を計上しております。

⑤　鉱業法等に定められている鉱山の休閉山において講ずべき鉱害防止等の義務につき、閉山措置に係る費用を見積もり、資産除去債務を計上しております。

⑥　上記①から⑤の資産除去債務の見積りに当たり、支出までの見込期間は当該資産の取得時から供用終了予定期間（３年～31年）までによっており、割引率は見積り時の長期国債利廻率を採用しております。

⑦　当該年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	640,034,379円
移管による減少額	17,901,831円
時の経過による調整額	4,974,071円
資産除去債務の履行による減少額	15,546,913円
期末残高	611,559,706円

※移管による減少額とは、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構への業務移管に伴い減少したものをいう。

⑵　資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

①　「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に定められている事業の廃止に伴う措置としての解体・除染・廃棄等の講ずべき義務、及びあらかじめ主務大臣への届出・認可の義務に基づき、施設の廃止等に係る債務を有しておりますが、これら施設の廃止措置の時期や計画については、主務大臣の認可が必要であり当機構のみの判断で決定することはできません。また、廃止措置に関する解体・撤去等の方法については研究開発途上段階にあり技術的に確立されているものではないことから、これらの債務履行に係る費用を合理的に見積ることができないため、⑴①で記載しているものを除き当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。

②　事業等用地の賃貸借契約や立地地域との協定等に基づく事業終了時又は退去時の建物等の原状回復義務を有しておりますが、現時点において原状回復に係る具体的な範囲及び方法が必ずしも明確でないこと、及び当該資産を使用する事業の終了予定はなく使用期間が明確ではないことから、これらの債務履行に係る費用を合理的に見積ることができないため、当該資産に係る資産除去債務を計上しておりません。